女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-他-F-02-0002_改 0
提出年月日	2021年6月15日

工事計画に係る説明資料

原子炉本体

(工事の方法)

2021年 6月

東北電力株式会社

1.9 原子炉本体に係る工事の方法

 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の 方法として、原子炉設置(変更)許可を受けた事項、及び「実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するための 設計(基本設計方針及び要目表)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に 従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。 これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジ メントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1. 工事の手順 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査 	
 施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するための 設計(基本設計方針及び要目表)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に 従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。 これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジ メントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1. 工事の手順 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査 	
 設計(基本設計方針及び要目表)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手順に 従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。 これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジ メントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1. 工事の手順 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2 	
 従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。 これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジ メントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1. 工事の手順 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査との関係を含め図 1-2 	
これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は,「設計及び工事に係る品質マネジ メントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1. 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2	
 メントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。 1. 工事の手順 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2 	
 工事の手順 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2 	
 1.1 工事の手順と使用前事業者検査 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査 との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2 	
 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査との関係を含め図 1-2 	
との関係を含め図 1-1 に示す。 1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2	
1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 1-2	
主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 <mark>1-</mark> 2	
_	
に示す。	
1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査	変見
燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 <mark>1-</mark> 3 に示す。	なし
 使用前事業者検査の方法 	
構造, 強度及び漏えいを確認するために十分な方法, 機能及び性能を確認するために	
十分な方法,その他発電用原子炉施設が設計及び工事の計画に従って施設されたもので	
あることを確認するために十分な方法により,使用前事業者検査を図 <mark>1-</mark> 1,図 <mark>1-</mark> 2 及び	
図 1-3 のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネ	
ジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。	
また,使用前事業者検査は,検査の時期,対象,方法,検査体制に加えて,検査の内	
容と重要度に応じて立会, 抜取り立会, 記録確認のいずれかとすることを要領書等で定	
め実施する。	
2.1 構造,強度又は漏えいに係る検査	
2.1.1 構造, 強度又は漏えいに係る検査	
構造, 強度又は漏えいに係る検査ができるようになったとき, 表 <mark>2-</mark> 1 に示す検	
査を実施する。	

		変更前		変更後
表 <mark>2-</mark> 1	構造, 強度又	【は漏えいに係る検査(燃料体を除	∶<) <mark>*</mark> 1	
検討の認識のであった。 検討の認識のであった。 検討のにおうして目さいので、 するは確次のれ材す外組据を検検状査耐漏原施設基を検建物確査 このですったよに強にとる抽。 ・・・・ ・・・ ・・・ ・・ ・・ <td>材料検査 小 4 寸 報 4 寸 報 4 小 額 4 立けす据態 近 水 1 1 水 1 1 小 額 1 小 額 1 小 額 1 小 1 1 小 額 1 ○ 1 1 小 額 1 ○ 1 1</td> <td> は漏えいに係る検査(燃料体を除検査方法 使用されている材料の化学成分,機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要す法が工事計画のとおりであり,許容寸法内であることを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 相立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。 組立て状態が立事計画のとおりであることを確認する。 評価条件,手順等が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件,手順等が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件,手順等が工事計画のとおりであることを確認する。 耐圧検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えい検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 耐圧検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく非破壊検査等により痛認する。 耐圧検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく非破壊検査でにより漏えい検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく未破壊検査等によう 財産の地質状況が,原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。 主要寸法,組立方法,据付位置及び据付状態をが工事計画のとおり製作され,組み立てられていることを確認する。 生確認対象に対して実施可能な検の方法について,表 2-1によらなめた「耐圧試験等」の方針による </td> <td>判定基準 設のとおり ごあのとおり であるこ適ること。 設いまなののという 記ののという 記のこのとのであること。 設れたる こののでのであること。 こののでのであるにであい 設定したり こののとおり されていること。 設たしいこと。 著ないこと。 著ないこと。 認ののとおり であること。 設たしいこと。 認ののとおり であること。 設たるのとおり ご知ののとの 日のないこと。 著ないの とこののとおり であること。 認知ののとおり であること。 設たるのとおり ご知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとの ご知ること。 認知ののとこの 認知ののとこの ご知ること。 認知ののとこの ご知ること。 認知ののとの ご知ること。 認知ののとの ご知るのの ご知るのの</td> <td>変 な</td>	材料検査 小 4 寸 報 4 寸 報 4 小 額 4 立けす据態 近 水 1 1 水 1 1 小 額 1 小 額 1 小 額 1 小 1 1 小 額 1 ○ 1 1 小 額 1 ○ 1 1	 は漏えいに係る検査(燃料体を除検査方法 使用されている材料の化学成分,機械的強度等が工事計画のとおりであることを確認する。 主要す法が工事計画のとおりであり,許容寸法内であることを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 有害な欠陥がないことを確認する。 相立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを確認する。 組立て状態が立事計画のとおりであることを確認する。 評価条件,手順等が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件,手順等が工事計画のとおりであることを確認する。 評価条件,手順等が工事計画のとおりであることを確認する。 耐圧検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えい検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 耐圧検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく非破壊検査等により痛認する。 耐圧検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく非破壊検査でにより漏えい検査が構造上困難な部位については,技術基準の規定に基づく未破壊検査等によう 財産の地質状況が,原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。 主要寸法,組立方法,据付位置及び据付状態をが工事計画のとおり製作され,組み立てられていることを確認する。 生確認対象に対して実施可能な検の方法について,表 2-1によらなめた「耐圧試験等」の方針による 	判定基準 設のとおり ごあのとおり であるこ適ること。 設いまなののという 記ののという 記のこのとのであること。 設れたる こののでのであること。 こののでのであるにであい 設定したり こののとおり されていること。 設たしいこと。 著ないこと。 著ないこと。 認ののとおり であること。 設たしいこと。 認ののとおり であること。 設たるのとおり ご知ののとの 日のないこと。 著ないの とこののとおり であること。 認知ののとおり であること。 設たるのとおり ご知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとこの 認知ののとの ご知ること。 認知ののとこの 認知ののとこの ご知ること。 認知ののとこの ご知ること。 認知ののとの ご知ること。 認知ののとの ご知るのの ご知るのの	変 な

変更前	変更後
2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査	
主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は,技術基準第 17 <mark>条第</mark> 15 号,	
第 31 条,第 48 条第 1 項及び第 55 <mark>条第</mark> 7 号,並びに実用発電用原子炉及びその	
附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合	
するよう,以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。	
(1) あらかじめ確認する事項	
次の①及び②については,主要な耐圧部の溶接をしようとする前に,「日本機	
械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2007)又は(J	
SME S NB1-2012/2013)」(以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施	
工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準に従い,表 2- <mark>2</mark> ,表 2- <mark>3</mark> に示す検	
査を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項	
の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。	
・平成 12 年 6 月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭	
和 45 年通商産業省令第 81 号) 第2条に基づき, 通商産業大臣の認可を受けた	
特殊な溶接方法。	
・平成 12 年 7 月以降に,一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備	
技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。	
	変更
① 溶接施工法に関すること	なし
② 溶接士の技能に関すること	
なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されてい	
るものは,主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表 2- <mark>2</mark> ,表 2- <mark>3</mark> に示す検査は	
要さないものとする。	
① 溶接施工法に関すること	
・平成 12 年 6 月 30 日以前に電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づき	
国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。	
・平成12年7月1日から平成25年7月7日に, 電気事業法に基づく溶接事	
業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工	
法。	
・平成25年7月8日以降,核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関	
する法律(昭和 32 年法律第 166 号)に基づき,各設置者が技術基準への適	
合性を確認した溶接施工法。	
・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規	
制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を	
受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認	
を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準	

	変更前	変更後
に適	合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原	
子恒	施設, 使用済燃料貯蔵施設, 再処理施設, 特定第一種廃棄物埋設施設,	
	廃棄物管理施設をいう。	
② 溶	接士の技能に関すること	
・溶接株	見格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認	
めら	れるものとして,技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接	
	う場合。	
・浴接	規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が,技術基準解釈	
別記	-5の有効期間内に溶接を行う場合。	
表	€2- <mark>2</mark> あらかじめ確認すべき事項(溶接施工法)	
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接施工法の	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法で	
内容確認	あることを確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを	
	確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条	
	件等が溶接検査計画書のとおりに実施されることを確認する。	
外観確認	試験材について,目視により外観が良好であることを確認する。	変更
溶接後	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合	なし
熱処理確認	していることを確認する。	
浸透探傷試験	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表	
確認	面における開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靭性等の機械的性質を確認するため、	
	継手引張試験,曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を 確認する。	
断面検査確認	□ 確認する。 □ 管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する	
时间很且推断	方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
 (判定) <mark>*</mark>	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確	
	認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとす	
	3.	
<mark>注記*</mark> ・() 内)	は検査項目ではない。	

	変更前	変見
	表 2- <mark>3</mark> あらかじめ確認すべき事項 (溶接士)	
検査項目	検査方法及び判定基準	
溶接士の試験内	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその	
容の確認	者が行う溶接施工法の範囲を確認する。	
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを	
	確認する。	
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。	
溶接作業中	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとお	
確認	りであり、溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されること	
	を確認する。	
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。	
浸透探傷	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表	
試験確認	面に開口した欠陥の有無を確認する。	
機械試験	曲げ試験を行い、欠陥の有無を確認する。	
確認		
断面検査	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する	
確認	方法により目視検査及びのど厚測定により確認する。	
(判定) <mark>*</mark>	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確	
_	認された場合、当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った	
	者とする。	

(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項

変更

なし

発電用原子炉施設のうち技術基準第17条第15号,第31条,第48条第1項及 び第55条第7号の主要な耐圧部の溶接部について、表2-4に示す検査を行う。 また,以下の①又は②に限り,原子炉冷却材圧カバウンダリに属する容器に対 してテンパービード溶接を適用することができ、この場合、テンパービード溶接 方法を含む溶接施工法の溶接部については,表 2-4 に加えて表 2-5 に示す検査を 実施する。

- ① 平成 19 年 12 月 5 日以前に電気事業法に基づき実施された検査において 溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
- ② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において,溶接後熱処理が不要と して適合性が確認された溶接施工法
 - ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令 (昭和45年通商産業省令第81号)第2条に基づき,通商産業大臣の許可を 受けた特殊な溶接方法
 - ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電 設備技術検査協会による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接 方法

	変更前	変更
表 <mark>2-</mark> 4	主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項	
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法	, 適用する溶接施工法, 溶接士について, 表2- <mark>2</mark> 及び表2- <mark>3</mark> に	
溶接士の確認	示す適合確認がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであるこ	
	とを確認する。	
開先検査	開先形状,開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基 準に適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合しているこ	
伯政日本快重	とが確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工し	
	ているかを確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法,熱処理設備の種類及び容量が,技術	
然况中王(伊)且	基準に適合するものであること,また,あらかじめの確認	
	ニキに過日するものであること、よに、あらがもしのの確認 において技術基準に適合していることを確認した溶接施	
	において投催差単に過っしていることを確認した俗接施 工法の範囲により実施しているかを確認する。	
北动神谷本	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結	
非破壊検査		
	果が技術基準に適合するものであることを確認する。	
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性	
	質が技術基準に適合するものであることを確認する。	
耐圧検査 <mark>*</mark> 1	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいが	
	ないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難	
	な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験	
	の代替として非破壊試験を実施する。	変
	(外観の状況確認)	な
	溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合すること	
	を確認する。	
(適合確認) <mark>*</mark> 2	以上の全ての工程において、技術基準に適合しているこ	
	とが確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合する	
	ものとする。	
<mark>注記*</mark> 1:耐圧検査の	方法について,表2-4によらない場合は,基本設計方針の共通	
項目として	定めた「材料及び構造等」の方針によるものとする。	
<mark>*</mark> 2:() 内は(検査項目ではない。	
		1

_	変更前					変更
₹ <mark>2</mark> -	5 溶接施工した構造物に対して確認する事項(テンパー	・ビード	溶接を	適用す	る場合)	
検査項目	検査方法及び判定基準	同種材 の溶接	クラッ ド材の 溶接	異種材 の溶接	バタリ ング材 の溶接	
材料	1. 中性子照射10 ¹⁹ nvt以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接 材料の銅含有量は,0.10%以下であることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
検査	2. 溶接材料の表面は, 錆, 油脂付着及び汚れ等がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	 当該施工部位は、溶接規格に規定する溶接後熱処理が困難な部位であることを図面等で確認する。 	適用	適用	適用	適用	
	 2. 当該施工部位は,過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱 処理が不要な溶接方法を適用した経歴を有していないことを確認す る。 	適用	適用	適用	適用	
開	 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 	適用	適用	適用	適用	
開先検	4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。	適用	—	適用	—	
俠査	5. 個々の溶接部の面積は650cm ² 以下であることを確認する。	適用	—	適用	—	
	 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系 母材との距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足して いることを確認する。 	_	適用	_	_	
	 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたが って設けられ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その 寸法が規定を満足していることを確認する。 	_	_	適用	_	
	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によることを確認する。					
	1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であることを確認 する。	適用	適用	適用	適用	
	 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合することを確認する。 					
	 ① 各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていることを確認する。 	適用	適用	適用	適用	変
溶接作業検査	② 2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部(1層目溶接による粗粒化域)が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2層目溶接端の距離が1mmから5mmの範囲であることを確認する。	適用	_	適用	_	な
- 業検	③ 予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
笡	 ④ 当該施工法にパス間温度が規定されている場合は、温度制限を満 足していることを確認する。 	適用	適用	適用	適用	
	⑤ 当該施工法に,溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と保持時間が規定されている場合は,その規定を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	⑥ 余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。	適用	—	適用	—	
	⑦ 溶接後の温度保持終了後,最終層ビードの除去及び溶接部が平滑 となるよう仕上げ加工されていることを確認する。	適用	_	適用	-	
	溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。					
	1. 1層目の溶接終了後,磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い,これ に合格することを確認する。	適用	_	_	-	
	2. 溶接終了後の試験は、次によることを確認する。					
-1H:	 溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に 実施していることを確認する。 	適用	適用	適用	適用	
非破壊検査	② 予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は 浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用	
検	③ 超音波探傷試験を行い,これに合格することを確認する。	—	適用	適用	—	
Ш.	④ 超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸 透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	_	_	_	
	 ⑤ 放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。 	_	_	_	適用	
	 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。 	適用	適用	適用	適用	

	変更	前		変更後
する。なお、燃料体を引 は性能に係る検査を実力	↓下(1)~(3)の 巻電用原子炉に 施する。 優積材その他の ができる状態 が完了した時	O加工の工程ごとに表 <mark>2-6</mark> に こ受け入れた後は,原子炉本 O部品については,組成,構 &になった時	体として機能又	変更後
り,技術基準への適合 査の実施をもって工事(生が確認できる の完了とする。	を又は漏えいに係る検査を実 ることから,構造,強度又は 、 、 、いに係る検査(燃料体) <mark>*</mark>	漏えいに係る検	
検査項目		検査方法	判定基準	
 (1)燃料材,燃料被覆材その 他の部品の化学成分の分 析結果の確認その他これ らの部品の組成,構造又 は強度に係る検査 (2)燃料要素に係る次の検 査 寸法検査 小観検査 素面汚染密度検査 溶接部の非破壊検査 五 漏えい検査(この表 の(3) 三に掲げる検 査が行われる場合を除 く。) 	 材料検査 寸法検査 外観検査 素度検査 溶破 溶破検査 溶破検査 	使用されている材料の化 学成分,機械的強度等が 工事計画のとおりである ことを確認する。 主要寸法が工事計画のと おりであり,許容寸法内 であることを確認する。 有害な欠陥等がないこと を確認する。 表面に付着している核燃 料物質の量が技術基準の 規定を満足することを確 認する。 溶接部の健全性を非破壊 検査等により確認する。	設おこ基すあるで、にもころで、このでは、このでは、このでは、こので、こので、このでののあ技適のとる術合で、	変 し
 (3)組み立てられた燃料体 に係る次の検査 一 寸法検査 二 外観検査 三 漏えい検査(この表 の(2)六に掲げる検 査が行われる場合を除 く。) 四 質量検査 注記*:基本設計方針のうち) 	漏えい検査 質量検査 適合性確認対	漏えい試験における漏え い量が,技術基準の規定 を満足することを確認す る。 燃料集合体の総質量が工 事計画のとおりであり, 許容値内であることを確 認する。 象に対して実施可能な検査を	i c含む。	

	変更前		変更
 2.2 機能又は性能に係 			
機能又は性能を確	認するため、以下のとおり検査を行う。		
	の表中に示す検査により機能又は性能に係る	る検査を実施する場合	
	又は表 2-9 の表中に示す検査を表 2-1 の表口		
実施する。			
また,改造,修理	又は取替 <mark>え</mark> の工事であって,燃料体を挿入 ⁻	できる段階又は臨界反	
	。段階と工事完了時が同じ時期の場合,工事5		
施することができる			
,	。 えいを確認する検査と機能又は性能を確認っ	する検査の内容が同じ	
	又は漏えいを確認する検査の記録確認をも	-	
確認する検査とする			
2.2.1 燃料体を挿入	、できる段階の検査		
	「に燃料体を挿入することができる状態にな	ったとき表 <u>9-7</u> に示	
す検査を実施す			
「快重で久心」	<i>~</i> ₀		
	表 <mark>2-7</mark> 燃料体を挿入できる段階の検査 <mark>*</mark>		
検査項目	検査方法	判定基準	変
発電用原子炉に燃	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあた	原子炉に燃料体	な
料体を挿入した状	り,核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に	を挿入するにあ	.4
能において必要な ものを確認する検	係る機能又は性能を試運転等により確認 するほか,発電用原子炉施設の安全性確保	たり,確認が必 要な範囲につい	
査及び工程上発電	の観点から,発電用原子炉に燃料体を挿入	て、設工認のと	
用原子炉に燃料体	した状態において必要な工学的安全施設,	おりであり,技	
を挿入する前でな	安全設備等の機能又は性能を当該各系統 の試運転等により確認する。	術基準に適合す るものであるこ	
い検査	の設建転寺により推動する。		
注記*:基本設計方部	計のうち適合性確認対象に対して実施可能な	検査を含む。	
2.2.2 臨界反応操作	を開始できる段階の検査		
発電用原子炉	「の臨界反応操作を開始することができる状	態になったとき,表 <mark>2-</mark>	
<mark>8</mark> に示す検査を			

	変更前	
表	2-8 臨界反応操作を開始できる段階の検査	*
	検査方法	判定基準
発電用原子炉が臨	発電用原子炉の出力を上げるにあたり,発	原子炉の臨界反
界に達する時に必	電用原子炉に燃料体を挿入した状態での	応操作を開始す
要なものを確認す	確認項目として,燃料体の炉内配置及び原	るにあたり,確
る検査及び工程上	子炉の核的特性等を確認する。また、工程	認が必要な範囲
発電用原子炉が臨	上発電用原子炉が臨界に達する前でなけ	について, 設工
界に達する前でな	れば機能又は性能を確認できない設備に	認のとおりであ
ければ実施できな	ついて,機能又は性能を当該各系統の試運	り、技術基準に
い検査	転等により確認する。	適合するもので
		あること。
<mark>主記*</mark> :基本設計方針	計のうち適合性確認対象に対して実施可能な	検査を含む。
2.2.3 工事完了時の	公经本	
		-
全ての上事が	ⁱ 完了したとき,表 <mark>2-9</mark> に示す検査を実施す	る。
	表 <mark>2–9</mark> 工事完了時の検査 <mark>*</mark>	
検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉の出	工事の完了を確認するために,発電用原子	当該原子炉施設
力運転時における	炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転	の供用を開始す
発電用原子炉施設	等により,当該各系統の機能又は性能の最	るにあたり、原
の総合的な性能を	終的な確認を行う。	子炉施設の安全
確認する検査、そ	発電用原子炉の出力を上げた状態におけ	性を確保するた
の他工事の完了を	る確認項目として、プラント全体での最終	めに必要な範囲
確認するために必	的な試運転により発電用原子炉施設の総	について、設工
要な検査	合的な性能を確認する。	認のとおりであ
		り、技術基準に
		適合するもので
		あること。
<mark>主記*</mark> :基本設計方針	汁のうち適合性確認対象に対して実施可能な	:検査を含む。
3 基本設計方針検査		
基本設計方針のう	ち「構造,強度又は漏えいに係る検査」及び	び「機能又は性能に係
ス検査」でけ確認で	きない事項について、表 2-10 に示す検査を	>宝協する
	表 2-10 基本設計方針検査	
松木百日		圳 中 淮
検査項目 基本設計方針検査	検査方法 基本設計方針のうち表 <mark>2-</mark> 1,表 <mark>2-7</mark> ,表 <mark>2-8</mark> ,	判定基準 「基本設計方
小小叭 可 刀 亚 便 自	本本設計力計のりら衣2-1, 衣2-1, 衣2-6, 表2-9では確認できない事項について, 基	 基本設計力 針」のとおりで
		ビーマノ ヒマレ レー
		あステレ
	本設計方針に従い工事が実施されたことを工事中又は工事完了時における適切な	あること。

1-9-10

I

変更前

変更後

変更

なし

2.4 品質マネジメントシステムに係る検査

実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1.工事の手順」並びに「2.使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため、表 2-11 に示す検査を実施する。

表 2-11 品質マネジメントシステムに係る検査

•		
検査項目	検査方法	判定基準
品質マネジメント	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計	設工認で示す
システムに係る検	及び工事に係る品質マネジメントシステ	「設計及び工事
查	ム」に示すプロセスのとおり実施している	に係る品質マネ
	ことを品質記録や聞取り等により確認す	ジメントシステ
	る。この確認には,検査における記録の信	ム」及び「工事の
	頼性確認として,基となる記録採取の管理	方法」のとおり
	方法の確認やその管理方法の遵守状況の	に工事管理が行
	確認を含む。	われているこ
		と。

3. 工事上の留意事項

3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工 事の実施にあたっては,発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに,従事者及び 公衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から,以下に留 意し工事を進める。

- (1) 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。
- (2) 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。
- (3) 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、 供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。
- (4) プラントの状況に応じて,検査・試験,試運転等の各段階における工程を管理する。
- (5) 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について,供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間,維持する。

O 2 [] II R

変更前	変更很
(6) 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに,その種類に応じて保管及び処理を	
行う。	
(7) 現場状況, 作業環境及び作業条件を把握し, 放射線業務従事者に対して防護具の	
着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、	
公衆の放射線防護のため,気体及び液体廃棄物の放出管理については,周辺 <mark>監視</mark> 区	
域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を	
超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。	
(8) 修理の方法は, 基本的に「図 <mark>1-</mark> 1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー(燃料	
ー 体を除く)」の手順により行うこととし,機器等の全部又は一部について,撤去,	
切断,切削又は取外しを行い,据付,溶接又は取付け,若しくは同等の方法により,	
同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等,機器等の機能維持又	
ー は回復を行う。また,機器等の一部撤去,一部撤去の既設端部について閉止板の取	
付け, 熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適	
切な処置を実施する。	
(9) 特別な工法を採用する場合の施工方法は,技術基準に適合するよう,安全性及び	
信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。	
3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項	変更
燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては,以下に留意し工事を進める。	なし
(1) 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響	
を受けないよう,隔離等の必要な措置を講じる。	
(2) 工事を行うことにより,他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えな	
いよう、隔離等の必要な措置を講じる。	
(3) 工事対象設備について, 必要に応じて, 供用後の施設管理のための重要なデータ	
を採取する。	
(4) 加工施設の状況に応じて,検査・試験等の各段階における工程を維持する。	
(5) 工事対象設備について,供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持す	
る。	
(6) 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を	
行う。	
(7) 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と,被ばく線量管理を行う。	





